

登録コード	J6180300	開講年度	2026			
授業科目	親族・相続法					担当教員 宗村 和広
英文授業名	Laws of Domestic Relations					副担当
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	金曜・3時限	対象学年 (20・23カリ対象科目) 法：3年
講義室	経法第3講義室	授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	非該当					
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					【授業の達成目標】
	経法20加 社会資源の制約のなかで解決方法を創りだす能力、多様な価値観の中で対立を回避する危機管理能力を応用力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。					・民法家族法分野の条文解釈に際し、対立する当事者双方の立場から立論できる能力を身につける。
	経法23加（2026改）・総合法律、経法23加・総合法律、経法20加・総合法律 法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。					・民法家族法分野の条文解釈に際し、立法趣旨・経緯に沿って目的解釈することを基本としつつ、新たな問題については立法論も含めて問題解決を図ることのできる能力を身につける。
	経法20加・総合法律 行政や企業などの法務の現場で、法学の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、分析し、法令の正しい理解に基づいて、基準の適用、書類の作成、ルール設計などを行うことで、法的な解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。					・民法家族法分野の周辺領域についても家族法の諸規定を基礎としつつ判例・学説・利益考量・比較法の知見等を総動員して新たな問題を解決する能力を身につける。
(2)授業で学べる「テーマ」	その他					
(3)全学横断特別教育プログラム						
(4)授業の概要	条文の解釈が中心となるが、日本法の解釈論の特質を知るために、必要に応じて比較法についても触れる。 本授業は男女共同参画に関する内容を含んでいます。					
(5)授業計画	1. ガイダンス・親族法総論 2. 婚姻（1） 3. 同（2） 4. 離婚（1） 5. 同（2）・内縁 6. 親子関係（1） 7. 同（2） 8. 親権 9. 後見・保佐・補助・扶養 10. 相続法総論・相続人・相続人の不存在 11. 相続分 12. 相続の効力（1） 13. 同（2） 14. 遺言 15. 遺留分 まとめと補足、授業アンケート 平成30年相続法改正、令和4年親子法改正、令和5年所有権法等改正、令和6年親権法等改正中間報告についても適宜検討する。					
(6)成績評価の方法	期末試験を必ず実施する。また講義全体を通じてレポート課題・小テスト等を5回程度課す。レポート課題・小テスト等1回につき10点、期末試験を残りの50点として100点満点で評価する。					
(7)成績評価の基準	期末試験の基準：論点が適正に摘示され、問に対する明確な解答が書かれていれば合格点、反対説に対する批判、類似判例の検討、利益衡量などが適正に行われていれば加点。 レポート課題の基準：出題意図が理解でき、それに対する明確な回答が書かれていれば合格点、学説の検討、類似判例の検討、利益衡量などが適正に行われていれば加点。 小テストの基準：10点満点における得点をそのまま評価する。					
(8)事前事後学習の内容	他の民法科目に比べ学習する範囲が広く、分量が多いため、予習・復習を欠かさず行う必要がある。講義では次回の内容を予告するので該当するテキストおよび判例を通読しておくこと。					
(9)履修上の注意	六法を必ず持参すること。また、他の民法科目を履修しているかまたは並行履修することが望ましい。					
(10)質問、相談への対応	質問等については、授業時に対応することを原則とする。病気・怪我、就活等のやむを得ない事情による欠席については考慮するので、早めに報告ならびに相談に來られたい。					
【教科書】	高橋朋子・床谷文雄・棚村政行「民法7親族・相続」[第8版]（有斐閣アルマ、2025年） 別冊ジュリスト・民法判例百選 親族・相続[第3版]（有斐閣、2023年） 六法（種類は特に指定しない）					
【参考書】	二宮周平「家族法」[第6版]（新世社、2024年） 犬伏由子ほか「親族・相続法」[第3版]（弘文堂、2020） 常岡史子「家族法」（新世社、2020年）					

【参考書】	ほか、授業時に必要に応じて紹介する。
-------	--------------------